

パブリック・コメント募集結果(案)

資料2

「白井市障害者計画 2026-2032(素案)」について、市民の皆様から御意見を募集しました結果、寄せられた御意見とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

なお、今後は、白井市障害者計画等策定委員会の審議を経て、「白井市障害者計画 2026-2032(案)」を作成します。

案 件	白井市障害者計画 2026-2032(素案)		
募集期間	令和 7 年 12 月 5 日(金)～ 令和 8 年 1 月 4 日(日) 31 日間		
意見の件数 (意見提出者数)	30 件 (6 人)		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	5 件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	3 件
	参 考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	8 件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	14 件

1 計画の期間について

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	7 ページ 「3 計画の期間」	<p>【障害者計画の見直し期間について】</p> <p>障害者計画は 10 年間を基本期間とし、5 年ごとに見直しを行う仕組みとなっています。しかし、現状では進捗状況が十分に把握できず、計画の実効性や透明性に課題があります。</p> <p>そこで、計画開始から1年毎に見直しを実施し、進捗状況を検証する仕組みを導入することを提案いたします。これにより、課題の早期発見と改善が可能となり、障害者福祉施策の着実な推進につながると考えられます。</p>	<p>現行の障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況につきましては、地域自立支援協議会で毎年評価検討しており、計画策定年度においては計画策定審議会においても進捗状況を評価いただいております。</p> <p>今回策定する障害者計画(2026-2032)については、令和 11 年度に計画の見直しの必要性について検討することとしております。</p> <p>また素案 7 ページに記載しておりますが、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、市障害者計画等策定委員会などにおいて意見を聞いた上で必要な変更を行うものとしております。</p> <p>【参考】</p>

2 現計画の評価について

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	12 ページ 「2 現計画の評価」	<p>【内部評価だけにとどまらない評価体制へ】</p> <p>計画の評価が「担当課等の自己評価」となっていますが、自分たちで自分たちを評価する仕組みに客観性はありません。行政が「やったつもり」でも、市民に届いていなければ成果とは言えません。</p> <p>次期計画では、行政の内部評価ではなく、サービスを利用する当事者や家族、現場の支援者などを含めた「第三者評価」を導入し、厳しい意見も含めて公表・改善する仕組みを明記してください。</p>	<p>計画の評価が行政の内部評価とはならないように、計画の進捗管理や評価は、障がい者団体等の代表者などで構成される市地域自立支援協議会や、市民公募委員として当事者の家族などで構成される市障害者計画等策定委員会で評価しているところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり表現を改めます。</p> <p>修正箇所 62ページ (2)計画の推進体制 ① 計画の進捗状況の確認と評価</p> <p>計画の進捗状況については、白井市地域自立支援協議会または白井市障害者計画等策定委員会において、毎年度、事業の進捗状況を報告し、<u>確認・評価</u>を受けることで計画を実施していく上での課題等を検討します。</p> <p>また、評価結果を市のホームページに公表します。</p> <p>【修正】</p>

3 成果指標について

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	33 ページ 「5 成果指標」	<p>【「100%周知」の前に「100%対応できる体制」を】</p> <p>「基幹センターを知っている人 100%」という目標は大胆な発想ですが、現状の少人数体制で相談が殺到すれば、電話は繋がらず、現場は崩壊し、市民の信頼を失います。数値を掲げるのであれば、それに見合うだけの「相談員の大幅増員」や「AI・ICT 活用による業務効率化」など、現場を守り機能させるための具体的かつ抜本的なリソース(予算・人・技術)の投入をセットで約束してください。併せて「必要な時に相談につながった人の割合」や「初回相談から実際の支援開始までの平均日数」など、対応の質やスピードを測る指標も設定してください。</p>	<p>基幹相談支援センターの認知度向上の目標は、困ったときに相談できる機関先をすべての市民に知っておいていただきたいとの考えで設定しました。</p> <p>認知度の向上により相談件数が増加する場合等については、定期的に市が状況を把握している中で必要に応じた対応を行っていきます。</p> <p>相談支援に関する詳細な指標設定については、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定時に併せて検討します。</p> <p>【参考】</p>
2	17 ページ 34 ページ 「(3)差別を受けたと考える人の割合」	<p>差別を受けた経験 R2と比較されていました。この問いは、R2以降差別を受けたことがあるのか？ですか。</p> <p>身体障がいと精神障がいの方の回答は、ほぼ変わらずの回答なので、過去差別を受けたことがありますかとの問いかけなのかなと思っていました。</p> <p>P33 目標は、2026-2032 の間、差別を受けたと考える人の割合ですね。</p>	<p>次回以降「差別を受けた経験」をアンケート調査する際には、御意見のとおり「過去何年間のうちで」のように期間を設定して調査したいと考えております。</p> <p>【参考】</p>

4 アンケート・ヒアリング結果からのまとめについて

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	22 ページ 「(3)精神障がい」	<p>【「精神科誘致」を市のトップセールス案件に】</p> <p>市内に精神科医療機関がない現状は、障害福祉課だけの問題ではなく、まちづくり上の大きな課題です。「連携」という言葉だけにとどめず、市長や全庁を挙げたプロジェクトとして位置付けることを求めます。土地の無償貸与や税制優遇など、民間医療機関が参入したくなる具体的なインセンティブを提示し、「精神科医療機関の誘致」を重点施策として明記し、具体的な誘致方針とあわせて積極的に取り組むことを強く求めます。</p> <p>障害者計画においては、少なくとも「市内の精神科医療体制の充実を図る」ことを基本目標として位置づけ、上位計画や医療計画との連携のもと、誘致を含めた検討を進めることを明記してください。</p>	<p>精神障がいのある人が安心して自分らしく暮らすことができるよう、市及び障害保健福祉圏域ごとに実施している、地域包括ケアシステムの推進の中で、医療へのアクセスについて対応を検討してまいります。</p> <p>また、市民に向けて精神科医師及び精神保健福祉士によるこころの健康相談や、医療機関等のわかりやすい情報の発信を進めてまいります。</p> <p>【参考】</p>

5 計画の基本的な考え方について

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	25 ページ 「1 計画の目標像」 26 ページ 「2 計画の基本方針」	<p>ご本人を主体とするので、自己決定の尊重と意思決定支援の言葉がないのは残念です。</p> <p>障害のある方の生活と支援の根底にはこのことがなければ成り立たないと考えます。(意思決定支援は文章の中で使われていますが)</p>	<p>御意見を踏まえ「自己決定の尊重と意思決定の支援」を「計画の基本方針」に以下のとおり追加します。</p> <p><u>修正箇所</u> <u>25 ページ</u> <u>1 計画の目標像 本文 下から 4 行目</u></p> <p>～引き継ぐとともに、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という強い意向を込め、目標像に「ともに参加して、活躍できる」というフレーズを加えることで、<u>障がいのある人が必要な支援を受けつつ、自己決定が尊重される社会が達成されることを、市民・地域・市等の共通の目標とします。</u></p> <p>【修正】</p>
2	30、31 ページ 「3 計画の体系」	<p>インクルーシブとは、分けないことだと思います。</p> <p>P51 にあるように共同学習を入れてください。</p> <p>インクルーシブを目指しているので、共同学習および交流の充実が良いと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、31 ページの「計画の体系 2-(1)-③主な事業」を「交流教育の充実」から、51 ページの事業名に合わせ、「交流および共同学習の充実」に表現を変更します。</p> <p>【修正】</p>
3	30 ページ 「3 計画の体系」	<p>不登校児童生徒への対策の項目が見つかりませんでした。</p> <p>市内外のフリースクール(オンライン、メタバースなど)の利用状況から今後の支援などについて考える必要があると思います。</p>	<p>市では、不登校であることをもって障がいとは捉えておらず、市教育振興基本計画において、不登校児童生徒に対する施策に取り組むこととしております。</p> <p>その対応の中で、障がいに係る支援が必要になった際には、本計画に基づき、必要な支援を行ってまいります。</p> <p>いただいた御意見は、担当課へ共有させていただきます。</p> <p>【その他】</p>

6 具体的な取り組みについて

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	<p>35 ページ 「(1)相談体制の充実」 51 ページ 「番号 4 相談体制継続のための整備(再掲)」</p>	<p>【「白井市子ども発達センター」がセーフティネット機能を果たす体制を】</p> <p>障がい児の相談支援不足は深刻であり、収益性の低い分野を民間事業者の努力のみに委ねるのではなく、公的な役割として、下支えしていく必要があります。セーフティネットとして、市直営の「白井市子ども発達センター」に配置する相談支援専門員を増員し、民間では対応が難しいケースを含めて、行政が中心となって確実に支援を届けられる体制を構築してください。</p>	<p>市では、「白井市子ども発達センター」を市の児童発達支援センターとして位置づけ、市直営で運営しているところです。</p> <p>児童発達支援センターの役割は、地域の障がい児の健全な発達においての中核的な役割を担う機関として、市内指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対して、相談、専門的な助言、その他必要な援助を行うこととなっております。</p> <p>そのため、障がい児の相談支援不足については、市地域自立支援協議会で課題を共有し、民間を含めた課題解決に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>また、令和 7 年 4 月より基幹相談支援センターを設置し、難しいケースを抱える民間の相談支援事業所を支援する体制を整えているところです。</p> <p>対応が難しいケースについては、市の子ども発達センター、子ども家庭センター、基幹相談支援センターと連携しながら、適切な支援へとつなげられるよう、引き続き連携を図ってまいります。</p> <p>【その他】</p>
2	<p>35 ページ 「(1)相談体制の充実」ほか</p>	<p>【基幹相談支援センターの業務の「選択と集中」】</p> <p>計画案では、基幹センターにあらゆる役割が集中していますが、現状のままでは業務過多で機能不全に陥ります。地域全体の支援力を高めるため、基幹センターは「個別のケースワーク」から、「地域の事業所を支える後方支援・地域マネジメント」へと軸足を移す(役割転換する)方針を、市の計画として明確に打ち出してください。</p> <p>具体的には、相談支援専門員や事業所職員への研修・スーパービジョン、地域資源のコーディネート、困難事例の支援会議の開催、地域づくりなど、地域全体の支援力を底上げする機能に重点化する方針を明記してください。</p>	<p>市の基幹相談支援センターは、令和 7 年 4 月から 3 年間の業務委託により運営を開始しております。</p> <p>現在の基幹相談支援センターの人員体制や役割については、障がいのある方やご家族のニーズ、地域課題等に対応できるよう、市地域自立支援協議会を通して検討されたものです。</p> <p>役割転換の必要性についても、基幹相談支援センターの事業実績等の検証を通して、白井市に求められる基幹相談支援センターの役割を検討してまいりたいと考えています。</p> <p>【その他】</p>

3	41 ページ 「(3)権利擁護 の充実」	<p>成年後見制度を耳にしている人は多いと思います。でも、利用が進まないのはなぜか？ 制度の問題もありますが、市内に託するところが少ないからとも思います。障害のある方の親は、信頼して「親なき後・親支援なき後」をお願いできる場所があれば利用を考えるとと思います。</p>	<p>成年後見制度の利用促進については、市としても重要であると認識していることから、現在策定中の第3次地域福祉計画に「成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、地域福祉計画と一体的に推進するとともに、障害者計画等の関連計画と整合、連携を図りながら成年後見制度の利用促進に努めていくこととしております。</p> <p>【その他】</p>
4	50 ページ 「番号49 ライフサポートファイルの活用(充実)」	<p>新しい場所(病院など)に行く際、幼稚園や「白井市こども発達センター」の支援計画を挟んで利用しており、以下のことができて大変助かっています。今後もこのような取り組み(活用)を継続していくことで、療育支援の充実を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の取り扱い説明書として利用できて安心している。 ・いろいろな資料をまとめて活用できる。 ・ファイルがオレンジ色で、目立つので保管しやすい。 ・学校からの情報も綴ることができる。(一元管理) ・紙で支援計画をもらうので、挟みやすい。 ・幼児の頃から利用しているので、支援の方向も見返すことができる。 	<p>いただいた御意見のように、障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとに支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、お子様の情報を付したライフサポートファイルをお使いいただけるよう、引き続き関係各課の窓口等で周知してまいります。</p> <p>また、情報共有システムを活用し、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童の支援者同士の情報共有を推進してまいります。</p> <p>【既記載】</p>
5	53 ページ 「番号61 一般就労の支援」	<p>家族が現場実習としてチャレンジドオフィスを利用させていただきました。</p> <p>「チャレンジドオフィスの実習で、スタッフの皆さんと様々な業務を経験させていただいたことで、自分から積極的にチャレンジすることの大切さを学ぶことができた。」と本人が申しており、家族としても大変ありがたく思いました。</p> <p>今後も市で本事業を学校や関係機関に広く周知いただき、たくさんの方々に職場実習の機会を提供していただけると良いのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見のように、全ての障がいのある人が安心して働ける環境が作れるよう、学校などの関係機関や、障がいのある人を雇用している事業者に対して積極的に情報提供等を行ってまいります。</p> <p>【既記載】</p>

6	54 ページ 「(3)各種活動の支援・促進」	<p>【「管理」しない「居場所」へ投資してください】</p> <p>ひきこもりや生きづらさを抱える若者には、役所の窓口ではない、行政色を消した「インフォーマルな居場所」が必要です。</p> <p>こうした柔軟な場づくりを行う団体に対し、過度な事務的管理や細かな指示ではなく用途の自由度が高い「補助金」制度により支援し、多様な居場所の継続を財政的に支えてください。</p> <p>その際、実績報告や書類量よりも、参加した本人の変化や声を重視して評価する仕組みにすることを求めます。</p>	<p>インフォーマルな居場所づくりは市としても重要であると捉えております。</p> <p>現状では、いただいた御意見のような補助金制度の創設は難しいところですが、居場所づくりを行う団体や、ひきこもり、孤独・孤立への支援機関などと連携し、引き続き多様な居場所づくりの場が提供できるように必要な支援を行っていきたいと考えております。</p> <p>【参考】</p>
7	54 ページ 「番号 66 気軽に利用できる地域公共交通の整備」	<p>車いすを使用している家族と一緒にグリーンスローモビリティの実証実験に参加しました。</p> <p>乗車してみて、車いすが 1 台しか乗れないので利用したいときに乗車できなさそうであること、シートベルトやつかまる手すりがなくて不安に感じたこと、意外と揺れることなどを感じた。</p> <p>グリーンスローモビリティの実現化を含め、ナッシー号のダイヤ改正や、住宅街の中を走れるようなルートの変更など、障がいのある人や高齢者がもっと利用しやすいようにしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見のように、障がいのある人や高齢者が気軽に外出できる地域公共交通の整備について、関係課とともに取組を進めてまいります。</p> <p>【参考】</p>
8	30 ページ 「(2)計画の体系」	<p>身体障がい、知的障がい共に介助者が 70 歳以上の比率が増えている。知的障がいの方は、家族の精神的、身体的負担が大きい。</p> <p>②家族支援(レスパイトを入れてください)</p> <p>障がいのある方の保護者や養護者のレスパイトのための日中一時や短期入所などのサービス利用ができること。</p> <p>医療的ケア児の保護者・養護者の休息のために、訪問介護をレスパイト目的に利用できること</p>	<p>御意見を踏まえ、39 ページ②わかりやすい情報の発信「15 家族への支援」に、以下のとおり追加します。</p> <p>また、55 ページ②家族支援の「16 家族への支援」の内容を 40 ページと同様の内容とし、項番を「15」として、「16 こどもの家族への支援(再掲)」を追加します。</p> <p>修正箇所 39ページ 番号 15 家族への支援 ～家族支援を図ります。また、<u>家族などの介護者が休息(レスパイト)できる環境づくりのため、日中一時支援や短期入所などの周知、普及に努めます。</u> 55 ページ 番号 16 家族への支援→番号 <u>15</u> 家族への支援 番号 16 こどもの家族への支援 を追加 【修正】</p>

9	55 ページ 「②家族支援」	<p>ヤングケアラー(どこにもなかったように思います。気づかなかったのかも)基幹相談支援センターが相談を受けると思いますが、ヤングケアラーの言葉がもっと身近なものになってほしいと思います。 ヤングケアラー問題は潜在化していると思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、上記No.8 の修正に併せ、40 ページ②わかりやすい情報の発信及び 55 ページ②家族支援の「16 こどもの家族への支援」を以下のとおり追加します。</p> <p>修正箇所 40 ページ②わかりやすい情報の発信 「16 こどもの家族への支援」 55 ページ②家族支援 「16 こどもの家族への支援(再掲)」</p> <p>～育児負担の軽減を図ります。また、<u>子ども・若者が、子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラー問題の周知と支援を行います。</u> 【修正】</p>
---	-------------------	--	---

7 計画の推進と進行管理について

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	62 ページ 「(2)計画の推進体制」	<p>【「縦割り」を排した「即時アクション」の仕組化を】 複合的な課題に対し、所管ごとに対応が分断され、相談者が複数の窓口を巡ることを余儀なくされるような「縦割り行政」の弊害を是正してください。 基幹センター等から地域課題が提起された際は、課や部の壁を取り払い、関係各課が横断的なチームとして即座に課題解決に動く即応体制を構築することを、推進体制に明記してください。 とりわけ重層的支援体制整備事業の趣旨に沿い「(仮称)重層的支援調整会議」は会議開催自体を目的化させず、課題提起から具体的なアクションまでを時限付きで決定する場として位置付けてください。</p>	<p>複合的な課題解決、地域課題の提起に対する対応については、速やかに関係各課、関係機関で横断的な対応ができるように福祉部門が中心となり支援体制を強化していきたいと考えております。 「(仮称)重層的支援調整会議」の設置については、基幹計画である第3次地域福祉計画に位置づけており、障害者計画においてもその取組に基づき進めてまいりたいと考えております。 【参考】</p>

2	62 ページ 「(2)計画の推進体制」	<p>【協議会の実効性確保について】</p> <p>計画の進行管理を担う「地域自立支援協議会」が形骸化しないよう、市が主体的に運営責任を負い、現場の課題データを基に実質的な議論を行い、施策への反映と改善、ソーシャルアクションを迅速に行う体制を確立することを明記してください。</p> <p>その際、サービス種別ごとの利用者数・待機者数・相談件数・虐待通報件数等のデータを定期的に共有し、協議会での議論と計画改定に必ず反映する仕組みを設けてください。</p>	<p>障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会は市が設置し、関係機関の皆さまの協力により、市が主体的に運営していると捉えております。</p> <p>また、設置要綱第2条の「協議事項」には、「市障害者計画及び障害福祉計画の進行状況についての確認及び情報の共有における協議に関すること」を明記しており、現在においてもサービス種別ごとの利用者数、待機者数、相談件数について定期的に共有しているところです。</p> <p>なお、虐待通報件数については、別途協議の場があり、協議会においては共有しておりませんが、必要が生じた際には、協議会に諮り検討いたします。</p> <p>【参考】</p>
---	------------------------	--	--

8 計画全体に関すること

No.	該当箇所	市民意見	意見に対する市の考え
1	障がい者計画等策定委員会について	<p>委員会は障害者計画を策定するために作られており委員の構成は障害者、障害者団体、障害者に関係のある機関組織、及び市民から推薦応募があったものから委嘱されています。しかしながら、今回の委員会についてはなぜか視覚障害者団体を意図的に排除していることはなぜかその理由について公表すべきである。</p>	<p>障害者計画等策定委員会において、視覚障がい者団体を意図的に排除していることはなく、視覚障がい者団体から推薦された委員が委嘱されております。</p> <p>また、全ての団体からの参加は難しいため、より幅広い御意見を取り入れるため、委員を選出できなかった団体からも、ヒアリング調査により御意見をいただいております。</p> <p>【その他】</p>
2	障がい者計画等策定委員会について	<p>視覚障害者団体を排除した委員会において障害者にとって最も重要な障害者計画(案)を策定し公表しているが方針、内容など問題があり正当性があると思われない。あると思われるならば委員長はその理由を説明するとともに、見解を公表してもらいたい。</p>	<p>障害者計画等策定委員会において、視覚障がい者団体を意図的に排除していることはなく、視覚障がい者団体から推薦された委員が委嘱されております。</p> <p>また、本計画の方針や内容については、基礎調査により市の現状及び市民の皆様御意見を取り入れたほか、庁内、庁外の策定委員会で様々な意見をいただきながら策定しており、正当性はあるものと考えております。</p> <p>【その他】</p>
3	白井市障害者計画(案)について	<p>現在、国が行っている障がい者施策について、障害者基本法及び国連の権利条約を基盤とし障害者基本法に定める障害者基本計画(閣議決定)を制定し、障害者の人権の尊重、障害者の日常生活社会生活の支援、障害者のスポーツ文化芸術などの</p>	<p>御意見のとおりです。</p> <p>【その他】</p>

		活動の支援など 11 の項目を定めそれを基本目標として実施している。	
4	白井市障害者計画(案)について	各省庁は障害者基本計画に基づき所管する所掌行政業務について法律、省令、規則、通知などにより改善を図っている。	御意見のとおりです。 【その他】
5	白井市障害者計画(案)について	都道府県及び政令指定都市に対しては障害者基本計画を基本として障害者計画を策定することを義務付けている。	御意見のとおりです。 【その他】
6	白井市障害者計画(案)について	市町村については障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本として障害者計画を定めることを義務付けている。制定にあたっては法律、政令、規則、通知などにより留意すべき点が示されている。	御意見のとおりです。 【その他】
7	白井市障害者計画(案)について	現在の白井市の障害者計画は何に基づいて制定されたのかわからない。また市障害者計画案についても何を根拠に作られたのか説明する必要がある。	本計画は、6ページの第1章「2 計画の性格と位置づけ」に記載のとおり、障害者基本法第11条第3項の規定が策定根拠となっております。また、国が定める「市町村障害者計画策定指針」を参考に策定されているものです。 【既記載】
8	白井市障害者計画(案)について	市障害者計画案を見ると白井市の総合計画が上位にあるように思われるが委員閣議は【条例は法律を超えることはできない】ことを承知しているのか。	条例と法律の関係については、御意見のとおりと考えますが、市の障害者計画は、令和7年5月に内閣府から示された「市町村障害者計画策定指針」において、国、県の障害者計画を勘案しつつ、地域の実情とニーズを踏まえて、創意・工夫した計画策定に積極的かつ主体的に取り組むとされており、 そのため、国の障害者基本計画等を基本としつつ、市の最上位計画である市総合計画と整合を図り、策定しております。 【その他】
9	白井市障害者計画(案)について	市障害者計画案は国の障害者計画より優れているという考えの下に作られているようにも思われる。その考え方はあると思うが実施するとすればこの計画は白井市独自の計画であり関連する全ての経費については白井市が負担することになる。膨大な費用がかかるが市の財政に余力はあるのか。市民の理解を得ることができるのか。	国の障害者基本計画は、基本的な方向性を示すもので、本市の計画は、基礎自治体として計画の方向性を示すものです。 また、財政的な負担についても、障がいに関する費用のうち、国・県の補助制度に該当するものは補助制度を活用することができます。 本計画の内容により、国、県の補助が受

			けられなくなるということはありません。 【その他】
10	その他意見	市計画案については反対である。なぜなら障害者の立場に立って作られているように思えない。むしろ国が行っている障害者基本計画の理念や方針の方が障害者にとっては必要である。	本計画は、国・県の障害者計画の方針に則ったうえで、本市の特性を加えて計画策定しておりますので、国の計画に反することはありません。 【その他】
11	その他意見	白井市もきちっとした障害者計画を作るべきである。	御意見として賜ります。 【その他】